

監事監査報告書

学校法人 SBI 大学
理事会及び評議員会御中

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 15 条の規定に基づき、学校法人 SBI 大学の 2019 年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況について監査を行いました。

その結果について下記のとおり報告します。

記

1、監査方法の概要

私たちは、理事会、評議員会等の重要な会議に出席するほか、理事から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧する等して業務及び財産の状況を調査し、また会計監査人である明治アーク監査法人と連携しつつ、計算書類について検討を加えました。

2、監査の結果

- (1) 学校法人の業務及び財産に関して、不正の行為がなく、かつ法令及び寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録）は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い、学校法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

以上

2020 年 5 月 22 日

学校法人 SBI 大学

監事

太田孝昭



監事

高橋和彦



監事監査報告書

学校法人 SBI 大学
理事会及び評議員会御中

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び寄附行為第 15 条の規定に基づき、学校法人 SBI 大学の 2019 年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況について追加監査を行いました。

その結果について下記のとおり報告します。

記

1、追加監査実施の経緯

2021 年に内部監査部門と私たち監事が連携して行った業務監査に於いて、「活動区分資金収支計算書」が未作成であることを検出し、指摘しました。

これを受け、2019 年度に遡って「活動区分資金収支計算書」が作成されました。

2、監査方法の概要

私たちは、2019 年度に作成された「資金収支計算書」を閲覧する等して「活動区分資金収支計算書」について検討を加えました。

3、監査の結果

「活動区分資金収支計算書」は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い正しく示しているものと認めます。

以上

2022 年 3 月 1 日

学校法人 SBI 大学

監事

太田孝昭



監事

高橋和希

